

お知らせ

平成29年2月15日
東北電力株式会社

当社女川原子力発電所2号機における 雨水の浸入防止措置に係る追加指示への報告について

当社は、昨年11月の原子力規制委員会からの指示文書を踏まえ、原子炉建屋等を対象に、地表面上の貫通部や地表面以下の貫通部における、建屋内部への雨水浸入を防ぐ止水措置の状況を調査し、昨年12月、調査結果について報告しております。

本調査結果に対し、平成29年2月8日、原子力規制委員会より女川原子力発電所2号機の貫通部1箇所について、速やかに止水措置を実施するよう追加の指示文書を受領しました。

原子力規制委員会から追加の指示があった貫通部1箇所は、配管やケーブル等を敷設するために設置された地下トンネル(地下トレンチ)につながる出入口扉であり、当該箇所は建設時から扉の隙間にゴムシールを設け、止水措置がなされております。

なお、昨年12月に原子力規制委員会へ報告した調査結果においては、当該箇所は約3mの高さにあり雨水の浸入を防止できることから、止水措置済みとは明記していませんでした。

上記内容について、本日、原子力規制委員会に報告しております。

以上

(別紙) 女川原子力発電所2号機の当該部における雨水浸入防止措置の状況